

東日本大震災復興特別区域法の枠組み

復興特別区域としての計画作成ができる地方公共団体の区域

東日本大震災により一定の被害が生じた区域である
財特法の特定被災区域等(227市町村の区域)

復興特別区域基本方針 (閣議決定)

【主な内容】

- ・復興特別区域における復興の円滑かつ迅速な推進の意義に関する事項
- ・復興特別区域における復興の円滑かつ迅速な推進のために政府が着実に実施すべき地方公共団体に対する支援その他の施策に関する基本的な方針
- ・復興推進計画の認定に関する基本的な事項
- ・復興特別区域における特別措置 等

国と地方の協議会

- ・地域からの新たな特例の提案等について協議
- ・県ごとに設置(地域別等の分科会設置も可能)
- ・現地で開催
- ・復興庁が被災地の立場に立って運営

復興推進計画の作成

県、市町村が単独又は共同して作成
民間事業者等の提案が可能
個別の規制、手続の特例や税制上の特例等を受けるための計画

内閣総理大臣の認定

- ・住宅、産業、まちづくり、医療・福祉等の各分野にわたる規制、手続の特例
- ・雇用の創出等を強力に支援する税制上の特例措置
- ・利子補給

復興整備計画の作成

市町村が単独又は県と共同して作成
土地利用の再編に係る特例許可・手続の特例等を受けるための計画

- ・必要に応じ、公聴会、公告、縦覧
- ・復興整備協議会で協議・同意

計画の公表

土地利用再編のための特例

- ・事業に必要な許可の特例
- ・手続のワンストップ処理
- ・新しいタイプの事業制度の活用

復興交付金事業計画の作成

市町村が単独又は県と共同して作成
交付金事業(著しい被害を受けた地域の復興のための事業)に関する計画

内閣総理大臣に提出

復興地域づくりを支援する新たな交付金(復興交付金)

- ・40のハード補助事業を一括化
- ・用途の緩やかな資金を確保
- ・地方負担を全て手当て
- ・執行の弾力化・手続の簡素化

特例の追加・充実

復興推進計画の作成について

復興推進計画は、個別の規制・手続の特例や税制上の特例等を受けるために、県、市町村が単独又は共同して作成する計画。民間事業者等からの提案も可能。
国の認定を受けることにより、規制の特例等が適用。

復興推進計画の作成

地域協議会

(設置は任意。ただし一部の特例等を活用する場合等は必置)

意見聴取

(県・市町村は、関係地方公共団体及び復興推進事業の実施主体への意見聴取が必要)

《復興推進計画に位置付ける事項》

- ・規制の特例措置
- ・課税の特例措置
- ・復興特区支援利子補給金の支給 等

《留意事項》

- ・計画作成主体と記載事項は、柔軟に設定可能
例①: 県が産業集積関係の税制上の特例、市町村が公営住宅の整備等、県と市町村が分野毎に役割分担して計画を作成
例②: 県が複数市町村の区域についてまとめて計画を作成
例③: 計画の一部事項から作成し、その後、計画を拡充・変更
- ・復興推進計画、復興整備計画、復興交付金事業計画の3つまとめての作成も可能
- ・作成している県・市町村の復興計画に復興特区の計画事項の記載も可能
- ・事前相談も実施

復興推進計画の申請(復興局へ)

同意手続

(復興庁において、関係行政機関の長の同意手続を行う)

《計画の概要(記載事項)》

- ①復興推進計画の区域、目標、取組内容
- ②「①」で実施する各特例を適用する復興推進事業の内容、実施主体(見込みで可)、事業ごとの特別措置の内容
- ③復興産業集積区域、復興居住区域等の区域(税制の特例適用^(※)等、必要な場合のみ)
- ④「③」で実施する復興推進事業の内容、実施主体(見込みで可)、事業ごとの特別措置の内容

復興推進計画の認定(復興庁)

- 規制の特例等を活用した事業の実施
- 税制の特例を講じる事業者の指定 等

* 計画の認定後の変更は随時可能。

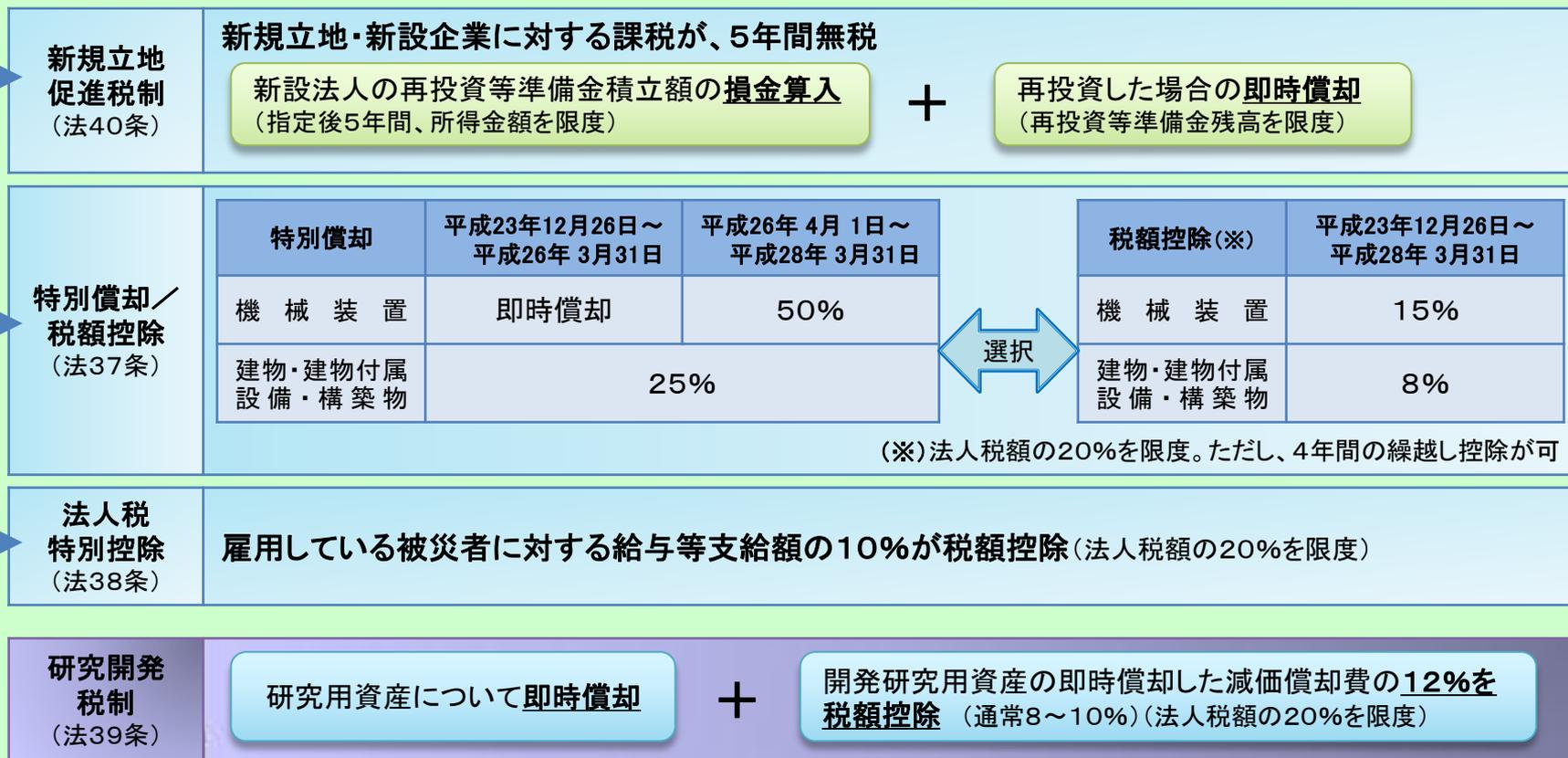
(※)産業集積関係の税制上の特例を活用する場合には、復興産業集積区域の設定が必須。
優良賃貸住宅関係の税制上の特例を活用する場合には、復興居住区域の設定が必須。

税制上の支援措置

復興産業集積区域内において、雇用に大きな被害が生じた地域の雇用創出に寄与する新規立地や増設、被災者を雇用する企業について、以下の税制上の特例措置が受けられます。

1 国税の特例

選択適用



2 地方税の特例

法人事業税

不動産取得税

固定資産税

これらの地方税が減免されます